令和８年度

松本市一般廃棄物処理実施計画
（令和８年１０月改訂版）

松　　本　　市

目　次

第１章　基本的事項

１　計画策定の目的・・・

⑵　市外施設における中間処理・最終処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
６　「めざすまちの姿」を実現するための具体的な取組み・・・・・・・・・・・・・・　１３
⑴　一般廃棄物の減量化及び再資源化のための方策・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
ア　家庭系ごみに係る取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
イ　事業系ごみに係る取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
⑵　災害廃棄物の処理に関する方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
ア　災害廃棄物処理計画の継続的な見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
イ　災害廃棄物処理計画に基づく訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
ウ　市民への周知啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
⑶　適正処理に関する方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
ア　集合住宅における家庭系ごみの適正処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
イ　効率的な収集体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
ウ　排出困難者に対する支援体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
エ　家庭系ごみの排出量に応じた費用負担（家庭系ごみの有料化）について・・　１８
オ　最終処分場の再整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
⑷　その他の事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
ア　環境美化のための取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
イ　関係団体等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

第３章　生活排水処理実施計画

１　収集・処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
２　処理施設の概要及び各施設への搬入予定量・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
⑴　し尿処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
⑵　中間処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

別表　一般廃棄物収集運搬委託業者及び一般廃棄物処理業者一覧・・・・・・・・・・　２０

第１章　基本的事項

１　計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号、以下「法」という。）第６条第１項及び第２項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第１条の３及び松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第７条の規定に基づき、令和８年度における本市の廃棄物処理方針を明確化するためのものである。

平成３０年３月に策定し、令和５年度に中間見直しを行った松本市一般廃棄物処理計画（平成３０年度（２０１８年度）～令和９年度（２０２７年度）版）令和５年度（２０２３年度）改訂版の推進を図るうえで、令和８年度のごみの減量化、再資源化及び適正処理に関する必要な事項を本計画に定める。

２　計画期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日

３　計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とする。

４　基本計画のめざすもの

⑴　基本理念

持続的発展が可能な社会の構築

⑵　めざすまちの姿

①　資源の循環で新たな価値を生み出すまち（循環型社会）

②　誰もが安全に安心して暮らせるまち（生活環境）

⑶　基本方針

ア　ごみ処理基本計画

３Ｒ徹底によるごみ減量の推進

イ　生活排水処理基本計画

河川下流への影響に配慮した公共用水域の水質保全

⑷　ごみ処理基本計画に掲げている数値目標の考え方

【数値目標達成に向けたキャッチフレーズ】

減らそう！分けよう！チャレンジ３０・１０

－１人１日当たりの事業系ごみ３０％・家庭系ごみ１０％の削減に向けて－

●１人１日当たりの事業系ごみを平成２４年度比で３０パーセント削減

●１人１日当たりの家庭系ごみを平成２４年度比で１０パーセント削減

第２章　ごみ処理実施計画

１　ごみ処理量

⑴　基本計画に掲げている目標排出量（令和８年度）

区分	目標排出量［t］
総ごみ量	75,500
家庭系ごみ排出量	36,725
事業系ごみ排出量	29,807
資源物＋集団回収	8,968

⑵　令和８年度発生量の見込み

区分	発生量の見込み［t］		
	家庭系	事業系	合計
可燃ごみ	31,176	36,918	68,093
埋立ごみ	311	268	579
破砕ごみ	101	261	362
資源物（集団回収含む）	－	－	7,245
合計	31,588	37,447	76,280

※小数点処理により、合計が合わないことがあります。

２　分別・収集計画

⑴　松本市内の家庭から排出される一般廃棄物

ア　分別区分及び収集体制

家庭系ごみについては、５分別２５区分の分別区分として、各地区に設置されているごみステーションに排出されるごみを市（直営又は委託）で収集を行う。

（ｱ） 分別区分の詳細

分 別	区 分		排出方法	収集場所	収集体制
1 可燃ごみ	1 可燃ごみ※4		指定ごみ袋	ごみステーション	市（直営・委託※2）
2 埋立ごみ	2 埋立ごみ※4				
3 破砕ごみ	3 破砕ごみ				
4 資源物	4	プラスチック資源			
		大型プラスチック資源	ばら		市（直営）
	金属類※4	5 アルミ缶	市の回収袋		市（委託※2）
		6 スチール缶			
		7 その他金属	ばら		
	紙類	8 新聞	紐で縛る （雑誌その他紙類は、紙袋に入れて紐で縛って出すことも可）	ごみステーション・拠点回収	
		9 雑誌その他紙類			
		10 段ボール			
		11 紙パック			
	12 古布		中身が見える袋	ごみステーション	
	生きびん	13 ビールびん	段ボール箱		
		14 ジュースびん			
		15 一升びん			
	雑びん	16 白色びん	専用容器		
		17 茶びん			
		18 その他色びん			
	19 小型家電				市（直営）
	20 ペットボトル				市（委託※2）
	21 蛍光管・体温計				市（直営・委託※2）
	22 電池類				
	23 スプレー缶・ライター・カセットボンベ※3				市（直営）
	24 廃食用油		専用容器 ペットボトル	拠点回収	市（直営・委託※2）
5 粗大ごみ※1	25	机	ばら	軒先収集	市（直営）
		ステレオ			
		ミシン			
		カーペット			
		スプリング製品			
		ベッド枠			
		物干し台			
		物干し竿（金属製）			
		スキー・スノーボード用具一式			

※1　「粗大ごみ」は、1分類1区分として整理

※2　本市が一般廃棄物収集運搬の委託をしている業者は、別表1のとおり

※3　スプレー缶・ライター・カセットボンベは、ガスを使い切ること。また、スプレー缶・カセットボンベの穴あけは不要

※4　各区分に該当する在宅医療廃棄物の本市における排出方法等は次のとおり

各区分に該当する在宅医療廃棄物の本市における排出方法等

	品目	排出方法	注意点
鋭利なもの	注射針(注射器含む)、ペン型注射器・輸血ラインの針部等	かかりつけの医療機関等(病院、医院、診療所又は薬局)へ返却すること。	・ごみステーションには出さないこと。 ・返却するまでの間、針は蓋付きの専用容器で保管すること。
非鋭利なもの	透析等回路(ダイアライザー等)、カテーテル・チューブ類、輸血ラインのライン部、プラスチックバッグ類、脱脂綿・ガーゼ、紙おむつ等	可燃ごみの日に、ごみステーションへ出すこと。	・プラスチック資源では出さないこと※1。 ・血液等の付着がある場合は、ポリ袋等で梱包してから「指定ごみ袋」に入れること。
	点滴ボトル、自己注射用薬剤等のびん	埋立ごみの日に、ごみステーションに出すこと。	・雑びん(資源物)では出さないこと※1。
	栄養剤等の空き缶	資源物(金属類)の日に、ごみステーションに出すこと。	

※1　注射剤・液剤・軟膏剤などの医薬品等が付着している可能性があるため、資源物には適さない。

(ｲ)　指定ごみ袋

ごみステーションにごみを排出する場合、以下の４区分５種類のごみについては、指定ごみ袋に入れ、記名をして排出することとする。

区　分	可燃ごみ		落ち葉・剪定枝		破砕・埋立（兼用）		プラスチック資源		
容量（L）	30	15	70	45	30	15	45	30	15
印刷文字色	赤		緑		青		黄※1		
									

※1　分別区分変更前の「容器包装プラスチック指定ごみ袋」は、引き続き使用できるものとする。

イ　一時多量ごみ、大型ごみ

家庭における引っ越し、片づけなどに伴い発生する一時多量ごみ、家具などの大型ごみの排出方法は以下のとおりとする。

品目	排出方法	搬入先
可燃ごみ	施設へ自己搬入 ・ 収集運搬業許可業者※1へ 収集依頼	松本クリーンセンター
プラスチック資源		
埋立ごみ		松本市リサイクルセンター
破砕ごみ		松本クリーンセンター
資源物		松本市リサイクルセンター
粗大ごみ		松本クリーンセンター 松本市リサイクルセンター

※1　本市が一般廃棄物の収集運搬業の許可をしている業者は、別表２及び別表３のとおり

ウ　拠点回収

以下の資源物についてはごみステーションによる回収を補完するため、拠点回収を実施する。

品目	回収場所	受入日時等
廃食用油	回収容器設置箇所 （出張所・公民館等４２か所）	平日９時～１７時※1
ダンボール、新聞紙、雑誌・チラシ、その他（小紙片を含む）	紙類常設回収場所 （出張所・公民館等３２か所）	平日９時～１７時※1

※1　一部の施設で受入日時が異なる場合があるため、各施設の受入日時に従うこと。

エ　市が収集・処理をしない一般廃棄物

下記の廃棄物は市では収集等を行わないため、以下の排出方法により適正に処理を行う。

品目	排出方法
特定家庭用機器 テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	・購入又は買い換えた販売店への引渡し ・収集運搬業許可業者へ依頼する ・郵便局で家電リサイクル券を購入の上、下記指定引取場所へ自己搬入 花村産業（株）市場事業所（松本市市場 5-26） 日本通運（株）松本指定引取場所（松本市双葉 4-4）
フロンガスを使用した製品（冷風機、除湿器など）	・フロンガス（特定フロン及び代替フロン）を処理することが可能な事業者のうち、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者の回収拠点となっている事業者又は一般廃棄物処分業許可（品目：金属及び廃プラ）を有している事業者に自己搬入 ・一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する
密閉型鉛蓄電池	・製造業者、購入した販売店等に引取りを依頼し、処分
農薬、化学薬品など 廃油、揮発油、火薬など引火性のあるもの	・以下の業者へ自己搬入 （株）エコロジカル・サポート（松本市大字笹賀 7170-3） ・購入した販売店、取扱店等に引取りを依頼し、処分
バッテリー、消火器など危険性のあるもの 廃タイヤ、ガスボンベ、農機具等、エンジン、その他の処理困難物	・購入した販売店、取扱店等に引取りを依頼し、処分 ・消火器は社団法人日本消火器工業会が指定した事業所（特定窓口）に持ち込むか回収を依頼。又はエコサイクルセンターへ回収を依頼 ・廃タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベは、年１回、特別回収を実施
排気量が５０cc 以上のオートバイ	・購入した販売店、廃棄二輪車取扱店等に引取り（収集運搬、リユースなど）を依頼し、処分（５０cc 未満のオートバイも相談が可能） ・「二輪車リサイクルシステム」による引取り（指定引取場所への持込み）

品目	排出方法
直径３０㎝以上、長さ１ｍ以上の丸太	以下の業者へ自己搬入 清水口建設（株）リサイクルセンター（松本市大字島内910） （株）あずさ環境保全（松本市波田2019）
ブロック、石膏ボード、瓦などの建築廃材	以下の業者へ自己搬入 清水口建設（株）リサイクルセンター（松本市大字島内910）
在宅医療廃棄物のうち、注射針(注射器含む)、ペン型注射器・輸血ラインの針部など鋭利なもの	「ア　分別区分及び収集体制　(ｱ)　分別区分の詳細」に記載の方法で排出

⑵　事業活動に伴い松本市内で排出される一般廃棄物

事業活動に伴い排出される事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分するとともに、その事業系ごみを自ら処理するか、又は他人のごみを処理できる処理業者に依頼し適正に処理しなければならない。

ア　本市が処理する事業系一般廃棄物

以下の排出方法により適正に処理することとする。なお、事業系一般廃棄物は、原則、家庭ごみを収集するごみステーションに排出することはできない。

品目	排出方法	搬入先
可燃ごみ※1	施設へ自己搬入 ・ 収集運搬業許可業者※4へ 収集依頼	松本クリーンセンター
埋立ごみ※2		松本クリーンセンター
資源物※3		松本市リサイクルセンター

※１　松本クリーンセンターでは焼却するごみを減量するため、再生可能な紙類の搬入を規制している。また、剪定枝は再資源化を行っている事業者への搬入を依頼している。

※２　埋立ごみは落ち葉などの一般廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準に従い焼却した際に発生する燃え殻に限る。

※３　資源物は、一般廃棄物である紙類、天然繊維、従業員の飲食等により生じたびん、缶、ペットボトル、プラスチック資源のうち容器包装プラスチックに限る。

※４　本市が一般廃棄物の収集運搬業の許可をしている業者は、別表２及び別表３のとおり

イ　本市が処理する産業廃棄物

松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第１６条第２項の規定により、本市が処理する産業廃棄物は次に掲げるものとする。

品目	搬入先
雑びん	松本市リサイクルセンター

⑶　一般廃棄物処理施設における受入基準

ア　松本市廃棄物の処理施設の設置及び管理に関する条例第６条第１項の規定による各施設への廃棄物の受入基準は、上記⑴及び⑵によるものとする。

イ　他市町村で排出された廃棄物の受け入れは行わない。

ウ　上記⑵イに規定するもの以外の産業廃棄物の受け入れは行わない。

エ　松本クリーンセンターの受入基準については、松塩地区広域施設組合が定める基準によるものとする。

オ　上記基準の他、廃棄物の性状及び量により搬入を制限する場合がある。

カ　搬入者が上記受入基準に従わないときは、松本市廃棄物の処理施設の設置及び管理に関する条例第６条第２項の規定により、廃棄物の受入れを拒否する場合がある。

3　一般廃棄物処理業に関する基本的な事項

⑴　一般廃棄物処理業の許可

法第７条第１項及び第６項に基づき、一般廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う場合には、市町村長の許可を受けなければならない。

本市が一般廃棄物（ごみ）の収集運搬又は処分業の許可をしている業者は、別表２及び別表３のとおり。

⑵　許可方針

ア　一般廃棄物収集運搬業

ごみ量が減少していくことが予想されるなか、既存の業者の処理能力において十分な処理が可能であること、また一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要であるとの国の考え方等をふまえ、一般廃棄物収集運搬業の許可については、一般、限定を問わず、原則として令和５年度から令和９年度の５年間は新規の許可を行わない。

イ　一般廃棄物処分業

ごみの減量化や再資源化を目的としており、適正処理することが確実であり、かつ、松本市において減量化や再資源化をすることが困難である場合には、許可を行う。

4　一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

⑴　処理区分及び処理主体

種類 ＼ 処理区分	処理区分	処理主体		処理方法
		市	松塩地区広域施設組合	
可燃ごみ	中間処理		○	焼却
	最終処分	○	○	焼却残渣埋立
	再生処理	○		焼却残渣リサイクル
埋立ごみ	中間処理	○		破砕処理による減容化
	最終処分	○		破砕処理後埋立
	再生処理	○		金属類リサイクル
破砕ごみ	中間処理		○	破砕処理、処理残渣焼却
	最終処分	○		処理残渣焼却後埋立
	再生処理		○	金属類リサイクル
資源物	中間処理	○	○	圧縮・破砕処理、処理残渣焼却
	最終処分	○		焼却残渣埋立
	再生処理	○	○	品目に応じてリサイクル※1

種類	処理区分	処理主体		処理方法
		市	松塩地区広域施設組合	
粗大ごみ	中間処理		○	破砕処理、処理残渣焼却
	最終処分	○		焼却残渣埋立
	再生処理	○		資源・リサイクル

※1　プラスチック資源のみ松塩地区広域施設組合が処理

⑵　中間処理施設

ア　概要

施設名	所在地	処理施設	形式	処理能力	管理主体
松本クリーンセンター	松本市大字島内7576番地1	可燃ごみ処理施設	連続燃焼式機械炉	150×3炉 450t／日	松塩地区広域施設組合
		リサイクルプラザ		35t／5h	
		プラスチック資源リサイクル施設		11t／5h	
松本市リサイクルセンター	松本市大字島内9833番地2	蛍光管破砕施設		21,000本／7h	市
		ペットボトル圧縮施設		2.8ｔ／7h	

イ　搬入見込み

処理施設	搬入品目	搬入者別内訳		計[t]
		家庭系※1[t]	事業系※2[t]	
可燃ごみ処理施設		37,597	38,255	75,852
リサイクルプラザ	破砕ごみ	123	237	360
プラスチック資源リサイクル施設		1,300	0	1,300
松本市リサイクルセンター	ペットボトル	137	0	137
	蛍光管	27	5	32

※1　家庭系：ステーション収集したもの

※2　事業系：許可業者又は自己搬入されたもの

⑶　最終処分場の概要

ア　概要

施設名	所在地	埋立面積[m²]	全体容量[m³]	残容量[m³] (R4.4.1現在)	管理主体
松本市安曇一般廃棄物最終処分場※1	松本市安曇4855番地1	1,750	5,100	0	市
松本市奈川一般廃棄物最終処分場※2	松本市奈川1953番地1	1,000	1,800	0	市

※1　令和２年度に廃棄物の埋め立てを終了

※2　平成２８年度に廃棄物の埋め立てを終了

イ　搬入見込み

施設名	家庭系 [t]	事業系 [t]	焼却灰 飛灰 [t]	計 [t]	埋立方式
松塩地区広域施設組合 新最終処分場※1	0	0	440	440	サンドイッチ方式

※1　飛灰を埋め立て

5　委託等による中間処理・最終処分に関する事項

(1) 市内施設における中間処理・最終処分

内容	委託先	処理施設所在地	予定数量	概要
剪定枝等の再資源化	清水口建設（株）リサイクルセンター	松本市島内 910 番地	3,000ｔ	建設業者・造園業者等の事業者が剪定業務を請け負って排出する剪定枝等を破砕機によりチップ化する。
コンクリート製品等の再資源化			30ｔ	一般廃棄物に該当するコンクリート製品等を破砕し、再資源化する。
埋立ごみ（陶磁器･ガラス類）の中間処理			1,000ｔ	埋立ごみ（陶磁器・ガラス類）を破砕（減容化）する。
ペットボトルの再資源化（独自ルート）	（上半期） 共和観光（株） 松本リサイクルセンター	（上半期） 松本市島内 6931-87	上半期 20ｔ 下半期 20ｔ 計 40ｔ	ペットボトルを選別、破砕し、リサイクル製品の原料となるペットフレークを製造する。
	（下半期） 共和観光（株） 松本リサイクルセンター	（下半期） 松本市島内 6931-87		
大型プラスチックの再資源化	共和観光（株） 松本リサイクルセンター	松本市島内 6931-87	92ｔ	大型プラスチックを選別、破砕し、リサイクル製品の原料となるフレークを製造する。
スプリング製品の中間処理	（上半期） （株）あずさ環境保全	（上半期） 松本市波田 2019	上半期 45ｔ 下半期 45ｔ 計 90ｔ	スプリング製品に使用されている金属を回収し、再資源化する。
	（下半期） （株）エコネコル松本支社	（下半期） 松本市島内 2346		

⑵　市外施設における中間処理・最終処分

内容	委託先	処理施設所在地	予定数量	概要
生ごみの再資源化	（株）光商会	木曽郡木曽町新開 2294-1	109ｔ	東部・西部・梓川・波田学校給食センター給食残渣と市内事業者が排出する生ごみを堆肥化する。
	（株）あずさ環境保全	諏訪市上諏訪 12751-1	279ｔ	市内事業者が排出する生ごみを堆肥化する。
	（株）アイ・コーポレーション	上伊那郡辰野町大字上川島渡戸 1291-2	100ｔ	市内事業者が排出する生ごみを堆肥化する。
不用食器の再資源化	神明リフラックス（株）	岐阜県土岐市土岐津口 1372 番地の 1	17ｔ	陶磁器類を乾燥・粉砕し、リサイクル原料として再生する。
剪定枝等の再資源化	明星セメント（株）糸魚川工場	新潟県糸魚川市上刈 7-1-1	3,000ｔ	市内中間処理業者によりチップ化された剪定枝等をバイオマス発電の燃料に利用するとともに、燃焼灰はセメントの原料として活用する。
雑びんの再資源化（白色びん・茶色びん）	丸硝（株）	岐阜県大垣市荒尾町 674	1,000ｔ	茶色びん、白色びんからガラスびん原料となるカレットを生産。その他色びんからはリサイクルタイル原料等を生産する。
雑びんの再資源化（その他色びん）	丸硝（株）	岐阜県大垣市荒尾町 674	438ｔ	その他色びんからリサイクルタイル原料等を生産する。
ペットボトルの再資源化（容リ協ルート）	（上半期） （株）魚津清掃公社	（上半期） 富山県魚津市石垣 331-2	上半期 73ｔ 下半期 59ｔ 計 132ｔ	ペットボトルを選別、破砕し、リサイクル製品の原料となるペットフレークを製造する。
	（下半期） (株)アース・グリーン・マネジメント本社工場	（下半期） 長野県飯田市桐林 2254 番地 286		

内容	委託先	処理施設所在地	予定数量	概要
小型家電の再資源化	（第１四半期） 豊富産業（株）	（第１四半期） 富山県滑川市下梅沢 1341 番	第１四半期 120ｔ 第２四半期 120ｔ 第３四半期 120ｔ 第４四半期 120ｔ 計 480ｔ	小型家電を選別・破砕し、含有するアルミ、貴金属、レアメタルなどの原料として再生する。
	（第２四半期） 豊富産業（株）	（第２四半期） 富山県滑川市下梅沢 1341 番		
	（第３四半期） (株)エコネコル松本支社	（第３四半期） 松本市島内 2346		
	（第４四半期） 未定	（第４四半期） 未定		
廃食用油の再資源化	（株）寿バイオ	塩尻市大字広丘吉田 670-1	10,224 Ｌ	バイオディーゼル燃料として再生利用する。
蛍光管等の再資源化	野村興産（株）イトムカ鉱業所	北海道北見市留辺藥町富士見 217-1	40ｔ	蛍光管等を破砕・洗浄し、焙焼炉で水銀を精製するとともに、選別されたガラスやアルミを原料として再生する。
乾電池の再資源化	ＪＦＥ条鋼(株)鹿島製造所	茨城県神栖市南浜 7	42ｔ	電気炉で溶融処理し、鉄・マンガン等の金属成分を再資源化する。
充電式電池の再資源化	株式会社エコリサイクル	秋田県大館市花岡町字堤沢 42	10ｔ	充電式電池の選別処理を行い、含有するレアメタルなどの原料として再生するほか、再生処理に適さない電池は焼却後、溶融処理等を行う。
焼却灰・飛灰の再資源化	ツネイシカムテックス（株）	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 250 番地 1	焼却灰 2,000ｔ 飛灰 1,000ｔ 計 3,000ｔ	焼成処理により無害化し、土木資材等に利用する。
	中部リサイクル（株）	愛知県名古屋市港区昭和町 18 番地	焼却灰 1,100ｔ 飛灰 100ｔ 計 1,200ｔ	電気炉での溶融処理により灰の中に含まれる金属類を分離して資源とするとともに、溶融スラグを土木資材等に利用する。
	新日本電工（株）	茨城県鹿嶋市大字光 4 番地	焼却灰 ・飛灰 計 1,800ｔ	電気炉での溶融処理により灰の中に含まれる金属類を分離して資源とするとともに、溶融スラグを土木資材等に利用する。

内容	委託先	処理施設所在地	予定数量	概要
焼却灰・飛灰の再資源化	メルテック（株）	（小山工場） 栃木県小山市大字梁2333番地29	焼却灰 1,000ｔ 飛灰 800ｔ 計 1,800ｔ	コークスベッド式溶融炉での溶融処理により灰の中に含まれる金属類を分離して資源とするとともに、溶融スラグを土木資材等に利用する。
		（横須賀事業所） 神奈川県横須賀市長坂2-2-1	飛灰 800ｔ	飛灰を洗浄し、脱塩する。 ※当該施設で飛灰を洗浄後、全量を小山工場まで運搬
焼却灰の再資源化	三重中央開発㈱	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	1,600ｔ	焼成処理により無害化し、土木資材等に利用する。
	UBE三菱セメント（株）九州工場	（黒崎地区） 福岡県北九州市八幡西区洞南町1番1号	700ｔ	焼却灰を洗浄し、脱塩する。また、洗浄した焼却灰を原料として使用し、セメントを製造する。 ※焼却灰を洗浄後、黒崎地区で原料として使用しない分は苅田地区まで運搬
		（苅田第一地区） 福岡県京都郡苅田町松原町12番地		黒崎地区で洗浄した焼却灰を原料として使用し、セメントを製造する。
飛灰の最終処分	（株）ヤマゼン	三重県伊賀市治田2441番地の1	1,700ｔ	埋立による最終処分
	グリーンフィル小坂（株）	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字杉沢96番29	1,000ｔ	埋立による最終処分
羽毛ふとんの再資源化	河田フェザー（株）明和工場	三重県多気郡明和町大字山大淀3255番地	3ｔ	羽毛ふとんを解体し、羽毛を取り出した後、洗浄・精製加工することで、新たな羽毛製品の原料とする。
埋立ごみ（陶磁器･ガラス類）の最終処分	（株）ヤマゼン	三重県伊賀市治田2441番地の1	1,500ｔ	埋立による最終処分

6　「めざすまちの姿」を実現するための具体的な取組み

⑴　一般廃棄物の減量化及び再資源化のための方策

ア　家庭系ごみに係る取組み

区分	内容
ごみ減量機器購入費助成	生ごみ処理機、落ち葉・剪定木破砕処理機、ごみ減量容器・コンポスターの設置に要する経費の一部を助成する。
集合住宅のごみ減量対策	⑴　４戸以上の集合住宅の所有者又は管理者に対し、「ごみ取扱い責任者選任届」の提出について指導を行う。 ⑵　市内全ての集合住宅居住者に対し、ごみを排出する際の指定ごみ袋の使用義務化について検討する。 ⑶　集合住宅のごみ収集体制について検討する。 ⑷　ごみ等集積施設の設置基準に基づいた設置指導を行う。
広報紙等によるＰＲ活動の推進	⑴　広報紙「広報まつもと」に特集ページを掲載しＰＲを図る。 ⑵　市ホームページの充実を図る。 ⑶　ＦＭまつもとでＰＲする。 ⑷　スマートフォン向けごみ分別アプリによりＰＲを図る。
資源物集団回収助成	家庭から排出される一般廃棄物の減量と資源の再利用を推進するため、資源物の集団回収を市民の自主事業として実施する団体に対し資源物集団回収助成金を交付する。
ごみステーションでの立会指導	町会からの要請によりごみ排出時間にごみステーションに出向き、分別等の指導・啓発を行い市民の意識付けを行う。
ごみステーション以外での資源物回収場所の利用促進	資源物の日以外にも利用ができる資源物回収施設の周知を図り、利用を促進する。 ⑴　松本市リサイクルセンター ⑵　出張所・公民館等に設置の紙類常設回収場所 ⑶　福祉施設・学校ＰＴＡ等の集団回収実施団体
廃食用油の拠点回収	市内各所に設置した回収容器で、各家庭の使用済てんぷら油を回収し、バイオディーゼル燃料にリサイクルして使用することにより、ごみ減量の啓発・化石燃料を使わない大気循環型燃料の普及に努める。
有価資源物リサイクル事業助成	資源物リサイクル運動の健全な推進を図るため、市が行う有価資源物リサイクル事業を実施した地区・町会に対し助成金を交付する。

区分	内容
出前講座等の実施	⑴　環境教育 　子どもにもごみ減量の重要性に関心を持ち、家庭においても実践してもらうため、市内の小学校等において出前講座等を実施する。 ⑵　出前講座 　各町会・団体等の要望に応じて分別等に関する出前講座を実施する。 ⑶　イベント等の活用 　市主催のイベント等を活用して、ごみ処理に関する情報等を積極的に提供する。 ⑷　段ボール堆肥化講習会 　生ごみのリサイクルを推進するために、各地区の環境衛生協議会の研修等で段ボールを使った堆肥作りの講習会を実施できるよう、作成した動画等を積極的に活用する。
社会見学用のごみワークブック配布	市内の小学４年生が松本クリーンセンター等を社会見学するにあたり、前後で学習ができるように松塩地区広域施設組合が作成したごみワークブックを配布し、子どもたちの更なるごみ減量化や分別に対する意識向上を図る。
排出実態の把握	⑴　組成調査の実施 　家庭系可燃ごみの排出傾向及び２Ｒ（発生抑制・再使用）の取組みを推進することができる品目を把握するため、家庭系可燃ごみの組成調査を実施する。 ⑵　食品ロス調査の実施 　家庭から排出される食品廃棄物を的確に把握し、削減のための施策を検討し実行につなげていくため、食品ロス調査を実施する。 ⑶　民間事業者による資源物回収量の把握 　民間事業者が店頭回収を行っている資源物量を把握するため、聞き取り調査を実施する。
育児・子ども用品のリユースの推進	子どもの成長により短期間で使用しなくなってしまう育児・子ども用品を無料で回収し、希望者に無料で配布することで、リユースの推進とごみの減量化を図る。
不用食器のリユース・リサイクルの推進	家庭で不用になった食器を回収し、状態の良いものは無料で配布するリユースを行うとともに、その他のものは新しい製品の原材料としてリサイクルを行い、埋立ごみの削減を図る。

区分	内容
食品ロス削減（家庭向け）	⑴　家庭において発生する生ごみや食べ残しを減らすため、毎月３０日を「冷蔵庫クリーンアップデー」、毎月１０日を「もったいないクッキングデー」とする、おうちで「残さず食べよう！３０・１０(さんまるいちまる)運動」を推進する。 ⑵　食品ロス削減のための啓発用ハンドブックを作成し、園児を対象とした参加型環境教育、出前講座、各種イベント等において配布する。 ⑶　松本大学と連携して作成した「もったいないクッキング」サンクスレシピ集を活用し家庭での実践を促す。 ⑷　食品小売店と連携し、もったいないクッキングや食品ロスの削減について消費者に啓発し、取組みの実践を促す。
羽毛ふとんのリサイクルの推進	松本クリーンセンターに直接搬入される羽毛ふとんから、羽毛を取り出し、新たな羽毛製品の原料として再資源化を行う。
園児を対象とした参加型環境教育	⑴　幼少期から「もったいない」の気持ちを育み環境への意識や関心を高めるため、園児を対象に「ごみの分別と食べ残し」をテーマにした参加型環境教育を実施する。 ⑵　各園に配付した食品ロス削減啓発用紙芝居「みんなでおいしくいただきます！～おさらピカピカだいさくせん！！～」及び絵本「もったいないぞう　のこさんぞう」を日常的に使用してもらうことで、園児の環境を大切にする意識の持続を図る。
小学生・中学生を対象とした環境教育	⑴　市内の小学３年生を対象に食品ロスをテーマとした環境教育を実施する。 ⑵　人間が生きていくためにエネルギー（食べ物）が必要であること、料理を食べるまでにたくさんの人や材料が関わっていること、世界には食べたくても食べられない人がいること、日本の食品ロスの現状などについて学習する。
ワンウェイプラスチックの削減	アクアスポット swee（マイボトル専用無料給水機）の設置等によるマイボトルの利用促進等により、使い捨てプラスチックごみの削減及び市民の行動変容を促す。

イ　事業系ごみに係る取組み

区分	内容
多量排出事業者へのごみ減量指導の推進	⑴　年間１８トン以上のごみを排出する事業者に対し、「ごみ減量行動計画書」及び「廃棄物管理責任者選任届」の提出について指導を行う。 ⑵　条例に基づいた立入検査、指導、及び「事業系ごみの分け方・出し方」の手引書を活用したごみの減量化・再資源化及び適正処理に係る周知・啓発を行う。
再生可能な紙類の搬入規制	平成２０年９月から実施している松本クリーンセンターへの再生可能な紙類の搬入規制について、再度、周知徹底するとともに、民間リサイクル事業者への搬入を促す。
展開検査の強化	一般廃棄物収集運搬業者が松本クリーンセンター等へ搬入したごみ・資源物の展開検査を実施し、搬入不適物が混入していた場合には持ち帰り、改善計画書の提出等の指導を行う。
排出実態の把握	⑴　組成調査の実施 事業形態別（宿泊施設、飲食店、小売店、集合住宅（アパート等）、事業所）に事業系可燃ごみの組成調査を実施し、排出実態を把握することで、有効な減量指導につなげる。 ⑵　食品ロス調査の実施 事業形態別（宿泊施設、飲食店、小売店）で排出されている食品廃棄物を的確に把握するため、食品ロス調査を実施する。
持ち込み時の身分証明書の提示	松本クリーンセンター及び松本市リサイクルセンターにごみを持ち込む際に、持ち込まれた方と持ち込み受付表に記載されている持込者が同一人であることを確認するため、受付時に身分証明書の提示を求め、確認を行う。
中小規模の事業者へのごみ減量指導	条例に基づいた立入検査、指導、及び「事業系ごみの分け方・出し方」の手引書を活用したごみの減量化・再資源化及び適正処理に係る周知・啓発を行う。
木くず等の再資源化の推進	建設業・造園業等の事業者が剪定業務を請け負って発生する剪定枝葉などの木くずは、民間リサイクル事業者への搬入を促して高効率なバイオマス発電及びセメントの原料として利活用することで、松本クリーンセンターの焼却量削減と再資源化を推進する。

区分	内容
食品ロス削減	⑴　飲食店における食べ残しを減らすため、宴会や会食において、乾杯の後３０分間とお開きの前１０分間は席について料理を楽しむという“おそとで「残さず食べよう！３０・１０(さんまるいちまる)運動」”を推進する。 ⑵　コースター、ポスター等の啓発品を飲食店等への配布やイベント時の配布により活用し、周知啓発を図る。 ⑶　飲食店における持ち帰りや「残さず食べよう！３０・１０運動」などの一層の推進を図るために、協力飲食店・小売店等を認定するとともに、宴会等を実施する（食事をいただく）側も認定する「残さず食べよう！」推進店・事業所認定制度を実施する。
eco オフィスまつもと認定	松本市環境基本計画を事業者の立場から推進するとともに、事業者から排出されるごみの減量化を目指し、環境に配慮した取組みを行っている事業所を、申請に基づき四段階のランクに認定する「eco オフィスまつもと認定事業」を実施する。
イベント用リユース食器の普及	イベントにおいて多量に排出される使い捨て食器によるごみを削減するため、イベント用リユース食器のリース事業を市内に展開し、リユース食器の普及を図る。

⑵　災害廃棄物の処理に関する方策

ア　災害廃棄物処理計画の継続的な見直し

災害の発生に備えて計画の定期的なメンテナンスが重要であるため、計画の見直しを以下のタイミングで行う。

（ｱ）　関係法令や国の対策指針の改定があった場合

（ｲ）　本市の地域防災計画や被害想定等の計画の前提になっている諸条件に変更がある場合

（ｳ）　災害の発生等により新たな知見が得られた場合

イ　災害廃棄物処理計画に基づく訓練の実施

災害廃棄物処理計画及び松本市業務継続計画等の関連計画に基づき、発災後の災害廃棄物処理を適切かつ円滑に実施するため、平時から組織体制及び業務内容等に関する訓練を定期的に実施する。

ウ　市民への周知啓発

災害廃棄物はできる限り分別し、再資源化することで埋立処分量の低減化に努めることとしており、そのためには市民の協力が必要不可欠である。平時から市民に対して大規模災害時のごみの出し方について、出前講座等を実施し周知啓発を行う。

⑶　適正処理に関する方策

ア　集合住宅における家庭系ごみの適正処理

集合住宅から排出される家庭系ごみの一部が事業系ごみとして収集されているケースがあり、そのうちの一部が未分別のまま排出されていることから、適正な分別の下、家庭系ごみとして収集し処理を行うよう、対策を講じる。

イ　効率的な収集体制の整備

市としてごみ及び資源物の収集が安定的かつ効率的に行えるよう、分別区分も含め、収集体制の見直しを検討する。

ウ　排出困難者に対する支援体制の構築

今後、更なる少子高齢化社会の進展などにより、地域のごみステーションにごみを排出することが困難な人が増加することを見据え、支援体制の構築について検討を行う。

エ　家庭系ごみの排出量に応じた費用負担（家庭系ごみの有料化）について

これまで、小紙片等紙類の再資源化や分別徹底のＰＲ及び生ごみの再資源化（生ごみ減量機器等への補助）など、ごみステーションにごみを排出した場合の処理費用を排出者が直接負担する施策ではなく、ごみ減量化施策の推進を重点的に実施してきた。

しかし、未だに可燃ごみの中には「食品ロスなど、ごみとするにはもったいないもの」や「紙類、プラスチック製品などの再資源化可能なもの」が多く含まれていることから、ごみの排出量に応じて公平に処理費用を負担する必要があるとともに、今後もさらに重要性が増す最終処分場の延命化や地球温暖化に対する対策を行わなければ、次世代にさらなる経済的負担を強いることとなるため、少しでも早く対策を講じる必要性を鑑み、「ごみの排出量に応じた費用を負担する施策（家庭系ごみの有料化）」を開始することを目指し、諮問した松本市環境審議会からの答申及び市民等の意見を聴取しながら最善の手法を検討する。

オ　最終処分場の再整備

一般廃棄物を安定的に処理するため、エコトピア山田の長期使用に向けて、現在の埋立地を再整備する。

⑷　その他の事項

ア　環境美化のための取組み

市民・各種団体の協力のもと環境美化運動に努め、取組みを通じ、ごみの減量やリサイクルについての意識の向上を図る。

区分	内容
環境美化運動	⑴　ごみのポイ捨て・散乱防止等、環境美化活動の充実を図るため啓発活動及び清掃活動を実施する。 ⑵　地域住民と協力して住みよい環境と自然の保護にあたる。 ⑶　事業所訪問を実施し、歩行喫煙の禁止の協力を求める。
街頭活動	環境衛生協議会連合会等と松本駅前等において啓発活動を実施する。
不法投棄の防止	啓発活動及びパトロールの強化と、警察との相互協力のもと不法投棄の防止に努める。

イ　関係団体等

市と関係機関が一体となり、各種活動を展開し「今できること、今からできること、これからできること」を実践して、ごみの減量及び住みよい環境づくりを目指す。

団体名	目的
松本市環境衛生協議会連合会	地区環境衛生協議会と密接な連携のもとに、行政施策と呼応して、環境衛生の向上を図り、市民全般の生活を明るく、住みよい文化的な松本市の建設に寄与する。
松本市河川をきれいにする会連絡協議会	河川愛護の精神の高揚を図り、自然環境の保全と河川整備事業の促進に努めるとともに、公共の福祉の増進と河川をきれいにする団体の連絡調整にあたる。

第３章　生活排水処理実施計画

１　収集・処理計画

令和８年度における種類別生活排水排出量の見込み及び処理形態は以下のとおり。

また、法第７条第１項に基づき、一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥・家庭雑排水）の収集運搬を業として行う場合には、市町村長の許可を受けなければならない。

本市が一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥・家庭雑排水）の収集運搬業の許可をしている業者は、別表４のとおり。

種類	排出量［kL］	処理施設	処理主体		収集方法※1		
			市	松塩地区広域施設組合	直営	委託	許可
し尿	5,250	あずさセンター		○	○		○
浄化槽汚泥	3,369	あずさセンター		○			○
家庭雑排水	130	あずさセンター		○			○
計	8,749						

※1　収集は汲取便槽又は浄化槽等の設置者から依頼を受けて行う。

２　処理施設の概要及び各施設への搬入予定量

⑴　し尿処理施設

施設名	所在地	形式	処理能力	搬入量［kL］
あずさセンター	松本市大字島内 1666 番地 777	脱水＋簡易ばっ気＋希釈（下水道放流）	32kL／日	8,749

⑵　中間処理施設

施設名	所在地	処理施設	搬入量［t］	形式	処理能力	備考
松本クリーンセンター	松本市大字島内 7576 番地 1	可燃ごみ処理施設	260	連続燃焼式機械炉	150t×3 炉 450t／日	脱水汚泥を資源（助燃材）として使用

別表１　一般廃棄物収集運搬委託業者

氏名又は名称	代表者名	住所又は所在地	対象地区	収集品目
（株）新興サービス	柳沢　隆一	松本市寿北 3-7-36	四賀・安曇・奈川・梓川・波田地区以外	可燃ごみ･プラスチック資源（大型プラスチック資源は除く。）
（有）市川掃業	市川　朋海	松本市浅間温泉 3-34-6		
（有）あづま掃業	丸山　佑太	松本市大字里山辺 3925-1		
（有）興友	倉科　隆至	松本市大字島内 8044-1		
（株）G・フレンドリー	花村　貴史	北安曇郡松川村 5967-48	四賀地区	可燃ごみ･プラスチック資源（大型プラスチック資源は除く。）・紙類・金属類・布類・ペットボトル･雑びん
T．S．K（株）	佐倉　徹省	松本市梓川梓 4377	安曇・奈川・梓川・波田地区（ただし、電池類は、梓川・波田地区のみ）	可燃ごみ･プラスチック資源（大型プラスチック資源は除く。）・破砕ごみ・埋立ごみ・紙類・金属類・布類・生きびん・雑びん・ペットボトル・蛍光管・電池類
中信リサイクル事業協同組合	百瀬　豊	松本市大字島内 9833-2	四賀・安曇・奈川・梓川・波田地区以外	紙類・金属類・布類・雑びん･ペットボトル
神農商店	神農　貴弘	松本市大字神林 3691-2		
（有）ヤマカ資源回収	神農　功	松本市大字今井 7254-8		
たなかゆうじ商店（株）	田中　公朗	松本市本庄 1-11-6		
（有）百瀬商店	百瀬　豊	松本市旭 1-3-15		
（有）丸信商会	丸山　博久	松本市新橋 7-11		
（株）まるきエム・シー	木原　慶全	松本市大字島内 900-51		
（合同）永本商店	永本　勝久	松本市笹部 2-10-28		
日光紙業（有）	畑　純一	松本市大字寿小赤 751-1	奈川地区	紙類・布類
山田商店	山田　龍美	松本市大字笹賀 3009-17	安曇・奈川・梓川･波田地区以外	生きびん
（株）寿バイオ	赤羽　時江	塩尻市大字広丘吉田 670-1	全地区	廃食用油
（有）中部警備救助	古畑　忠俊	松本市新村 283	四賀地区以外	道路上の動物の死体（夜間・休日）
（株）草田組	草田　章夫	松本市五常 7470-1	四賀地区	道路上の動物の死体（平日・夜間・休日）
（株）あずさ環境保全	佐倉　徹省	松本市波田 2019	安曇・奈川・梓川・波田地区	道路上の動物の死体（平日昼間）

別表２　一般廃棄物収集運搬業許可業者（ごみ）（３８社）

氏名又は名称	代表者名	住所又は所在地	許可の種類
（有）中信美掃	吉澤　清	松本市大字島立 790-9	一般
（株）クリーンサービス	上條　泰	松本市市場 1-66	一般
（有）松本美運	倉科　司	松本市大字島内 7262-7	一般
（有）総合クリーン	吉澤　清	松本市大字笹賀 7600-41	一般
（有）松谷商会	松谷　英蘭	松本市南原 1-23-11	一般
宝資源開発（株）	杉山　由香梨	長野市青木島町青木島乙 661	一般
（有）ナカジマ総業	中島　尚彦	松本市大字里山辺 1414-4	一般
（株）塩尻美掃	山岸　丈嗣	塩尻市大字広丘吉田 981-1	一般
（株）五島建設	五島　貴史	松本市開智 2-9-14	一般
（有）あずさオールクリーン	佐倉　誠一	松本市大字島内 2661	一般
（株）あずさ環境保全	佐倉　徹省	松本市波田 2019	一般
直富商事（株）	木下　繁夫	長野市大字大豆島 3397-6	一般
（株）エコロジカル・サポート	村井　連峰	松本市大字笹賀 7170-3	一般
（株）ヒューテック	加藤　岳志	安曇野市明科光 634-1	限定
清水口建設（株）	高田　圭二郎	松本市大字和田 4705-3	限定
（株）フロンティア・スピリット	横沢　英樹	松本市大字和田 4709	限定
（有）シンコー企業	原田　忠礼	松本市大字中山 1495-3	限定
（株）高宮組	高宮　善郎	松本市奈川 4082-3	限定
（有）住岡産業	小松　千恵子	塩尻市大字上西条 121-1	限定
（有）庄内土木	上條　泰正	松本市庄内 3-6-53	限定
（有）グッドライフ	須山　眞一郎	松本市大字中山 1182-2	限定
（株）エコネコル	佐野　文勝	静岡県富士宮市山宮 3507-19	限定
花村産業（株）	山本　整	松本市庄内 2-5-47	限定
中原　節男		松本市安曇 4306-4	限定
（株）光商会	加藤　相哲	木曽郡木曽町新開 2294-1	限定
（株）クリーンライフ	秋山　雄紀	松本市大字島立 2237-44	限定
（株）モアレス	堀内　亮	松本市笹部 4-1-22	限定
（株）アップル運輸	下城　洋司	上田市芳田 439-1	限定
（有）百瀬特殊土木	百瀬　昭	松本市波田 690-2	限定
（株）ＳＴコーディネイト	塚原　滋子	松本市渚 3-11-38	限定
（有）解体総合サービス	竹内　昌一	松本市井川城 3-1-10	限定
（株）かんでんエルファーム	入船　雄二	富山県南砺市葎島 1	限定
（有）ヤマシン貿易	玉川　博康	松本市大字内田字孫師 3075－ｲ	限定
（株）晴和解体	鈴木　大	松本市大字寿小赤 776-1	限定
（株）ホームサービス	横沢　洋	松本市波田 9164-6	限定
（株）みすず建設	山﨑　公郁	松本市高宮東 3-35	限定
ＯＵＭＩ	吉川　陽一	松本市浅間温泉 1-26-13	限定
（株）夢開発	川上　正俊	松本市大字寿小赤 2018-8	限定

※　許可の種類の欄で「一般」は、収集する一般廃棄物の種類及び収集先に制限のないもの。「限定」は、収

集する一般廃棄物の種類又は収集先を限定したもの

別表３　一般廃棄物処分業許可業者（９社）

氏名又は名称	代表者名	住所又は所在地	許可の種類（品目）
（有）総合クリーン	吉澤　清	松本市大字笹賀 7600-41	金属・廃プラ
（株）あずさ環境保全	佐倉　徹省	松本市波田 2019	金属・廃プラ・紙・繊維・木くず・ガラス類・びん・陶磁器
清水口建設（株）	高田　圭二郎	松本市大字和田 4705-3 （施設所在地） 松本市大字島内 910	木くず・草・葉・がれき類・金属・廃プラ・紙・繊維・ゴム・ガラス類・コンクリート・陶磁器
（有）シンコー企業	原田　忠礼	松本市大字中山 1495-3	タイヤ
（有）住岡産業	小松　千惠子	塩尻市大字上西条 121-1 （移動式破砕機）	木くず
（株）エコネコル	佐野　文勝	静岡県富士宮市山宮 3507-19 （施設所在地） 松本市大字島立 2346	廃プラ
花村産業（株）	山本　整	松本市庄内 2-5-47	金属
共和観光（株）	江本　日東	松本市女鳥羽 2-1-2 （施設所在地） 松本市大字島内 6931-87	廃プラ・紙・金属・繊維
（株）エコロジカル・サポート	村井 連峰	松本市大字笹賀 7170-3	燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラ・紙・木くず・繊維・金属・ガラス類・コンクリート・陶磁器・動物の死体・感染性一般廃棄物

別表４　一般廃棄物収集運搬業許可業者（し尿・浄化槽汚泥・家庭雑排水）（４社）

氏名又は名称	代表者名	住所又は所在地	許可の種類	
			対象地区	品目
（有）中信水処理サービス	林　英鉄	松本市大字島内 2663	旧松本市	し尿・家庭雑排水・浄化槽汚泥
（株）あずさ環境保全	佐倉　徹省	松本市波田 2019	梓川・安曇・奈川・波田地区	し尿・家庭雑排水・浄化槽汚泥
（株）ヒューテック	加藤　岳志	安曇野市明科光 634-1	四賀地区	し尿・浄化槽汚泥
（株）シンコー	鶴見　健仁	安曇野市豊科高家 6661-1	四賀地区	家庭雑排水